

## 愛媛型農林漁家民宿開業マニュアルの主な改正内容

R5.4.1 改正

### ○表中の記載内容の一部修正<<P2>>

(旧)

種 別
ホテル・旅館営業

→ (新)

種 別
旅館・ホテル営業

### ○本文中の記載内容の一部修正<<P7>>

(旧) 農林漁家民宿は、小規模とはいえ旅館営業の一形態ですし、農林漁業体験役務を提供することから、様々な事故等が発生する可能性があります。

↓

(新) 農林漁家民宿は、小規模とはいえ旅館業の一形態ですし、農林漁業体験役務を提供することから、様々な事故等が発生する可能性があります。

### ○【参考】中の記載内容の一部修正<<P11>>

(旧) 調理場の流水式手洗設備と流水式洗浄設備

↓

(新) 調理場の流水式手洗設備と洗浄設備

### ○許認可手続きフロー中の書類名称の一部修正<<P12>>

(旧) 特定施設設置届出書受理書

↓

(新) 特定施設設置届出書の審査終了通知書

### ○組織改称、連絡先、住所変更に伴う相談窓口の一部修正<<P13~15>>

(名称修正)

県民環境部環境局 環境・ゼロカーボン推進課 大気・水環境グループ

土木部道路都市局 都市計画課 宅地開発・盛土指導 G

農林水産振興部農業振興課農産物安全係

大洲市農林振興課

(連絡先修正)

県民環境部環境局 環境・ゼロカーボン推進課 大気・水環境グループ  
四国中央市消防本部 予防課 予防係  
今治市しまなみ振興局 しまなみ振興課  
松山市農水振興課  
宇和島市農林課

(住所修正)

愛媛県四国中央庁舎  
愛媛県西予庁舎  
久万高原町消防本部

○旅館業法、食品衛生法、水質汚濁防止法に係る申請様式ダウンロード先修正  
《P24～26》

(旧) 県庁 HP 申請書等電子配布サービス

↓

(新) 県庁 HP えひめ電子申請システム(手のひら県庁)申請書ダウンロード

○「食品衛生法に関すること」中の追記・修正《P25》

(旧)

- ・食事を提供する場合は、食品営業許可を取得する必要があります。
- ・ただし、体験型（宿泊客が農林漁家の方と一緒に郷土料理を調理・飲食する等）の場合は、許可は不要です。

---

【主な施設基準等】

- ・調理場：客室等と区画された施設が必要（既存の調理場を専用施設として利用可）。
- ・手洗設備：調理場内に従事者用の手洗設備を設置すること。なお、水栓は洗浄後の手指の汚染が防止できる構造であること。
- ・食品衛生責任者の設置：  
飲食店営業の許可を取得するには、食品衛生責任者の設置が必要です。食品衛生責任者になるには、届出を行い、講習を受ける必要があります（営業許可更新毎に受講が必要）。

※ただし、愛媛型農林漁家民宿に認定され、一定の要件を満たせば、客室等との区画や手洗設備の設置が緩和される場合があります。

【手続き】

- ・事前相談  
必要な書類：農林漁家民宿開業予定者である確認、施設平面図、位置図、建物の配置図
- ・食品営業許可申請  
新規申請手数料：18,000円、5年毎に更新申請手数料が必要：16,200円  
食品営業許可申請書、同申請書添付書類（①法人にあっては定款の写し、②水道水以外の水を使用する場合は水質検査成績書）

様式ダウンロード

県庁HP 申請書等電子配布サービス

<https://www.pref.ehime.jp/sinsei/data/hoken/011/011022/011022.html>

---

---

---

- ・食品衛生責任者設置届  
指定された講習を受講： \_\_\_\_\_  
受講料[資格取得時:集合型 7,000円、e-ラーニング 10,000円(養成講習)、更新時:2,000円(10月1日から2,500円)(実務講習)]  
※旅館業法による旅館業営業許可についても同じ窓口で相談できます。

↓

(新)

- ・食事を提供する場合は、食品営業許可を取得する必要があります。
- ・ただし、体験型（宿泊客が農林漁家の方と一緒に郷土料理を調理・飲食する等）の場合は、許可は不要です。
- ・その他、食品の販売等を行う場合は、食品営業届が必要になる場合があります。

#### 【主な施設基準等】

- ・調理場：客室等と区画された施設が必要（既存の調理場を専用施設として利用可）。
- ・手洗設備：調理場内に従事者用の手洗設備を設置すること。なお、水栓は洗浄後の手指の汚染が防止できる構造であること。
- ・食品衛生責任者の設置：  
飲食店営業の許可を取得するには、食品衛生責任者の設置が必要です。食品衛生責任者になるには、届出を行い、講習を受ける必要があります（営業許可更新毎に受講が必要）。  
※ただし、愛媛型農林漁家民宿に認定され、一定の要件を満たせば、客室等との区画や手洗設備の設置が緩和される場合があります。

#### 【手続き】

- ・事前相談

必要な書類：農林漁家民宿開業予定者である確認、施設平面図（位置図、建物の配置図）

- ・食品営業許可申請

新規申請手数料：18,000円、5年毎に更新申請手数料が必要：16,200円

食品営業許可申請書、同申請書添付書類（①施設の構造設備を示す図面、②水道水以外の水を使用する場合は水質検査成績書）

#### 様式ダウンロード

県庁HP えひめ電子申請システム（手のひら県庁）申請書ダウンロード

[https://s-kantan.jp/pref-ehime-d/downloadForm/downloadFormList\\_detail.action?tempSeq=549](https://s-kantan.jp/pref-ehime-d/downloadForm/downloadFormList_detail.action?tempSeq=549)

※保健所窓口での申請のほか、「食品衛生申請等システム」による申請も可能です。  
（許可申請手数料は、別途愛媛県収入証紙で納めていただく必要があります。）

厚生労働省HP 食品衛生申請等システム

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/kigu/index\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kigu/index_00012.html)

- ・食品衛生責任者設置届

指定された講習を受講：※調理師免許等をお持ちの方は養成講習の受講が免除されます  
受講料[資格取得時:集合型7,000円、eラーニング10,000円(養成講習)、  
更新時:2,500円(実務講習)]

※旅館業法による旅館業営業許可についても同じ窓口で相談できます。

- グリーン・ツーリズム関係資金の修正（金利等の時点修正）《P48》
  - 農業経営基盤強化資金（借入資格者・貸付利率修正）
  - 経営体育成強化資金（借入資格者・貸付利率修正）
  - 農業近代化資金（借入資格者・貸付利率・融資率・留意事項修正）
  - 漁業近代化資金（貸付利率・取扱窓口修正）